

下関市市民協働参画条例（素案）

表 題	条 項 号	条 文		
前 文		<p>私たち下関市民は、「海峡の恵み」と「歴史の心」に育まれた「明日への希望に燃えているまち下関」をこよなく愛しています。先人の努力の賜物であるこのまちを、「ひかりかがやく快適環境都市・しものせき」として築き上げ、未来の世代に引き継いでいきたいと願っています。</p> <p>世の中の大きな流れの中で、私たちは今、教育、保健、医療や福祉など、子どもから高齢者に関わる問題、また、地域の安全、災害対策、環境保全やコミュニティづくりなど、住みよい環境づくりに関わる問題、さらに、人権、男女共同参画、文化やスポーツなど、人々の生き方に関わる問題など、市民生活に密接に関わる分野で様々な問題に直面しています。</p> <p>一方、人々の要求が多様化・個性化している今日、このような問題を、「誰かが解決してくれるだろう」といった他人まかせな気持ちでは、解決することが難しくなっています。これらの問題を解決するには、問題の一つ一つを自らの問題として受けとめ、市民一人一人が「社会のために何ができるか」と問い直し、自らの責任と役割分担を明らかにしながら、その解決に取り組んでいくことが大切になっています。</p> <p>下関市は、従来「市政の主人公は市民である」という基本理念を掲げ、各種の審議会や運営委員会を設置するとともに、直接市民と話し合いの場をもつなど、広く市民の意見を求める努力を続けています。</p> <p>また、第四次下関市総合計画において『市民参画』を重要な施策として位置付け、市民と行政が手を携えるパートナーシップの関係を築き「まちづくり」を進めていくことを表明しています。</p> <p>さらに、幸いなことに、下関市においては、NPO活動（民間非営利組織活動）やボランティア活動、地域のコミュニティ活動などの市民活動を通して、「何かをしなければならぬ」という社会的使命感をもった活動が少なからず展開されています。このような現状を踏まえ、市民と行政、市民と市民が対等の関係において、それぞれの英知を集め実践力を繋ぎあい、「協働」する『市民協働参画』という新しいシステムを築き、未来にひかりかがやく快適環境都市・しものせきを創造することを願い、この条例を策定します。</p>		
目的	第 1 条	この条例は、市民協働参画という新しい社会システムの推進に関する基本理念及びその実現に関する基本的な事項を定め、市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市が、対等な立場で、良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を協働して図り、もって市民生活のあらゆる面で快適な環境を有する都市の創造に資することを目的とする。		
定義	第 2 条	第 1 項	この条例において「市民活動」とは、市民の自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）別表に掲げる活動並びに地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。	
		第 2 項	第 1 号	この条例において「市民活動団体」とは、組織的かつ継続的に市民活動を行うことを主たる目的とする団体であり、その活動が次の各号のいずれにも該当しないものをいう。
			第 2 号	宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの。
			第 3 号	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの。
			第 4 号	特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。
		第 3 項	営利を目的とするもの。	
		第 3 項	この条例において「協働」とは、共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識しながら、協力しあい行動することをいう。	
		第 4 項	この条例において「パートナーシップ」とは、協働を実現するための友好的な協力関係をいう。	
		第 5 項	この条例において「市民協働参画」とは、市民等と市が、協働してまちづくりを推進するため、市民等が市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自律的に関わること並びに市民と市民が、まちづくりのために協働すること。	
第 6 項	この条例において「事業者」とは、営利を目的とする事業を行う個人又は、法人をいう。			

下関市市民協働参画条例（素案）

表 題	条	項	号	条 文
基本理念	第3条	第1項		市民等及び市は、協働関係を構築し、市民と行政、市民と市民のパートナーシップが確立された市民協働参画型社会の実現と発展に努めるものとする。
		第2項		市民等及び市は、市民協働参画を推進するため、それぞれの有する情報の提供と共有に努めるものとする。
		第3項		市は、市民協働参画に対する市民意識の醸成と市民活動の促進に努めるものとする。
市民の責務	第4条	第1項		市民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次の事項の実現に努めるものとする。
		第1号	自らが暮らす社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自らできることを考え、行動するとともに、まちづくりに進んで参加し、又は協働参画する意識を持つこと。	
		第2号	市民活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に協力すること。	
第2項		前項の市民の責務は、強制されるものではなく、個々の市民の自発性と自律性に基づいて行うものでなければならない。		
市民活動団体の責務	第5条	第1項		市民活動団体は、基本理念に基づき、次の事項の実現に努めるものとする。
		第1号	自らの活動の公益性を検証するとともに、情報を市民に提供することにより、市民活動についての市民の理解が促進されるようにすること。	
		第2号	市民協働参画に関する理解を深め、市民協働参画型社会の実現及び発展に寄与すること。	
第2項		前項の市民活動団体の責務は、強制されるものではなく、個々の市民活動団体の自発性と自律性に基づいて行うものでなければならない。		
事業者の責務	第6条	第1項		事業者は、基本理念に基づき、次の事項の実現に努めるものとする。
		第1号	市民協働参画に対する理解を深めるとともに、その推進に寄与すること。	
		第2号	市民活動の果たす役割の重要性への理解を深めるとともに、市民活動に対する支援を行うこと。	
第2項		前項の事業者の責務は、強制されるものではなく、個々の事業者の自発性と自律性に基づいて行うものでなければならない。		
市の責務	第7条	第1項		市は、基本理念に基づき、施策実施の各段階において、市民参画が図られるよう努めるものとする。
		第2項		市は市民活動を促進するための環境整備に努めるものとする。

下関市市民協働参画条例（素案）

表 題	条	項	号	条 文
市民協働参画の 対象	第 8 条	第 1 項		市民協働参画の対象とする施策は，原則として次の通りとする。
			第 1 号	市の基本構想，基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
			第 2 号	市政に関する基本方針を定め，又は市民に義務を課し，若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
			第 3 号	広く市民に適用され，市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
			第 4 号	公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更
		第 2 項		市長は，前項各号に掲げる施策以外の施策にあっても，必要性，重要性，経済性，緊急性及び機密性などを総合的に勘案し，可能な限り，市民協働参画が図られるよう配慮するものとする。
				市長は，前 2 項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するものは，市民協働参画の対象施策としないものとする。
			第 1 号	定型的又は経常的に行うもの
			第 2 号	軽易なもの
			第 3 号	緊急に行わなければならないもの
			第 4 号	市内部の事務処理に関するもの
			第 5 号	法令の規定により実施の基準が定められており，当該基準に基づき行うもの
			第 6 号	市税の賦課徴収及び分担金，負担金，使用料，手数料等の徴収に関するもの（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 5 条第 3 項又は第 7 項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。）
	第 7 号	個人情報保護等機密の保持に配慮する必要があるもの		
	第 8 号	前各号に掲げるもののほか，これらに準ずるもの		
市民協働参画の 公表	第 9 条			市長は，市民協働参画を実施するときは，当該施策の決定前（議会の議決を要するものにあつては，議案提出前）のできるだけ早い時期に，市民協働参画の実施方法等について公表するものとする。
市民協働参画の 方法	第 1 0 条			市長は，市民協働参画により施策を実施するときは，次の方法等により効果的な市民協働参画の実現に努めるものとする。
		第 1 号	説明会の開催	
		第 2 号	アンケートの実施	
		第 3 号	ワークショップの開催	
		第 4 号	審議会等附属機関の設置	
		第 5 号	パブリックコメント	
	第 6 号	その他，当該施策にふさわしい方法		

下関市市民協働参画条例（素案）

表 題	条	項	号	条 文
市民協働参画対象施策実施時の留意事項	第 1 1 条			市長は、市民協働参画により施策を実施するときは、次の事項に留意するものとする。
			第 1 号	効果が期待できる手法を講じること。
			第 2 号	市民等が幅広く参加できる手法を講じること。
			第 3 号	高度な専門性を有する施策にあつては、当該施策に関し深い知識を有する市民の参加が得られるようにすること。
			第 4 号	地域性を有する施策にあつては、当該施策の対象となる市民の参加が得られるようにすること。
情報の提供と共有	第 1 2 条	第 1 項		市長は、市民協働参画を推進するため、市政に関する情報を、適切な時期に、適切な方法により提供し、市と市民等が情報を共有するように努めるものとする。
		第 2 項		市民等は、市民協働参画を推進するため、まちづくりに関する情報を互いに情報を提供し、共有に努めるものとする
広聴	第 1 3 条			市長は、市民協働参画を推進する為に、次の方法により、市民等の意識の把握及び意見の聴取に努めるものとする
			第 1 号	アンケートの実施
			第 2 号	直接的な対話の実施
			第 3 号	口頭又は文書やインターネットによる市民等からの自発的かつ自律的な提案、要望、苦情、質問等の受付
附属機関の委員	第 1 4 条	第 1 項		市長は、附属機関（地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関をいう。以下同じ。）の委員を任命し、又は委嘱しようとするときは、一部又は全部の委員を公募委員とするとともに、次の事項を勘案して選考するものとする。
			第 1 号	委員の男女比率
			第 2 号	委員の年齢構成
			第 3 号	委員の在期数
			第 4 号	他の附属機関の委員との兼職状況
		第 2 項		前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、附属機関に公募の委員を含まないことができるものとする。
			第 1 号	法令の規定により委員の構成が定められている場合
第 2 号	専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う場合			
	第 3 号	前各号に準じ、公募に適さない事案を取り扱う場合		

下関市市民協働参画条例（素案）

表 題	条	項	号	条 文
市民活動促進の 環境整備	第15条	第1項		市長は、市民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民活動促進の環境整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
		第2項		市は、第7条第2項の規定に基づく市民活動を促進するための環境整備として、予算の範囲内で、支援における公平性と市民活動の自律性確保に配慮しつつ、次の事項を実現するための施策の実施に努めるものとする。
			第1号	市民活動の促進が、市民協働参画を推進するうえで重要であることについて市職員の理解を深めること
			第2号	市民活動を促進する情報の収集と提供
			第3号	市民活動の場の提供
			第4号	市民活動のネットワーク化の促進
第5号	その他、市民活動を側面的に支援する助成制度			
年次報告	第16条			市長は、毎年、市民協働参画の進捗及び、市民活動の促進状況について市議会に報告するとともに、これを公表するものとする。
下関市市民協働 参画審議会の設 置	第17条	第1項		市長は、基本計画の策定並びに市民協働参画の進捗及び市民活動の促進状況の評価に関することについて諮問するため、下関市市民協働参画審議会（以下「審議会」という。）を附属機関として設置する。
		第2項		審議会は、委員15人以内をもって組織する。
		第3項		委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
			第1号	公募市民
			第2号	市民活動団体関係者
			第3号	事業者等で構成する公的な団体の関係者
			第4号	学識経験者
			第5号	市職員
第6号	その他市長が適当と認める者			
第4項		委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする		
第5項		前4項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が、別に定める		
条例の見直し	第18条			市は、本条例が時代の状況に適合するよう、必要に応じ、随時その見直しを行うものとする。
委任	第19条			この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。